

# ジュニアNISAが始まります！

- ◆ジュニアNISAは**未成年者を対象とした少額投資非課税制度**です。
- ◆投資額からの**収益（売却益・配当等）が非課税**となります。
- ◆**平成28年1月**から申込み受付開始、**4月**から投資が可能となります。
- ◆**お子様・お孫様の将来に向けた資産づくり**に活用できます。

## ジュニアNISAの6つのポイント

<b>ポイント1</b> ① <b>制度の利用可能者</b> 日本に住む0～19歳の 未成年者	<b>ポイント2</b> ② <b>非課税対象</b> 公募株式投資信託や上場株式 等の売却益や配当等	<b>ポイント3</b> ③ <b>年間投資限度額</b> 新規投資資金で毎年80万円 (5年間で最大400万円)
<b>ポイント4</b> ④ <b>非課税期間</b> 投資した年から最長5年間	<b>ポイント5</b> ⑤ <b>投資可能期間</b> 平成28年4月から 平成35年12月末まで	<b>ポイント6</b> ⑥ <b>運用管理および払出制限</b> 原則として、親権者等が未成年者の ために代理して運用を行います。 また、18歳(注1)まで払出し制限が あります(注2)。

(注1) 3月31日時点で18歳である年の前年の12月末まで払出しできません。

(注2) 災害等やむを得ない場合には非課税での払出しが可能

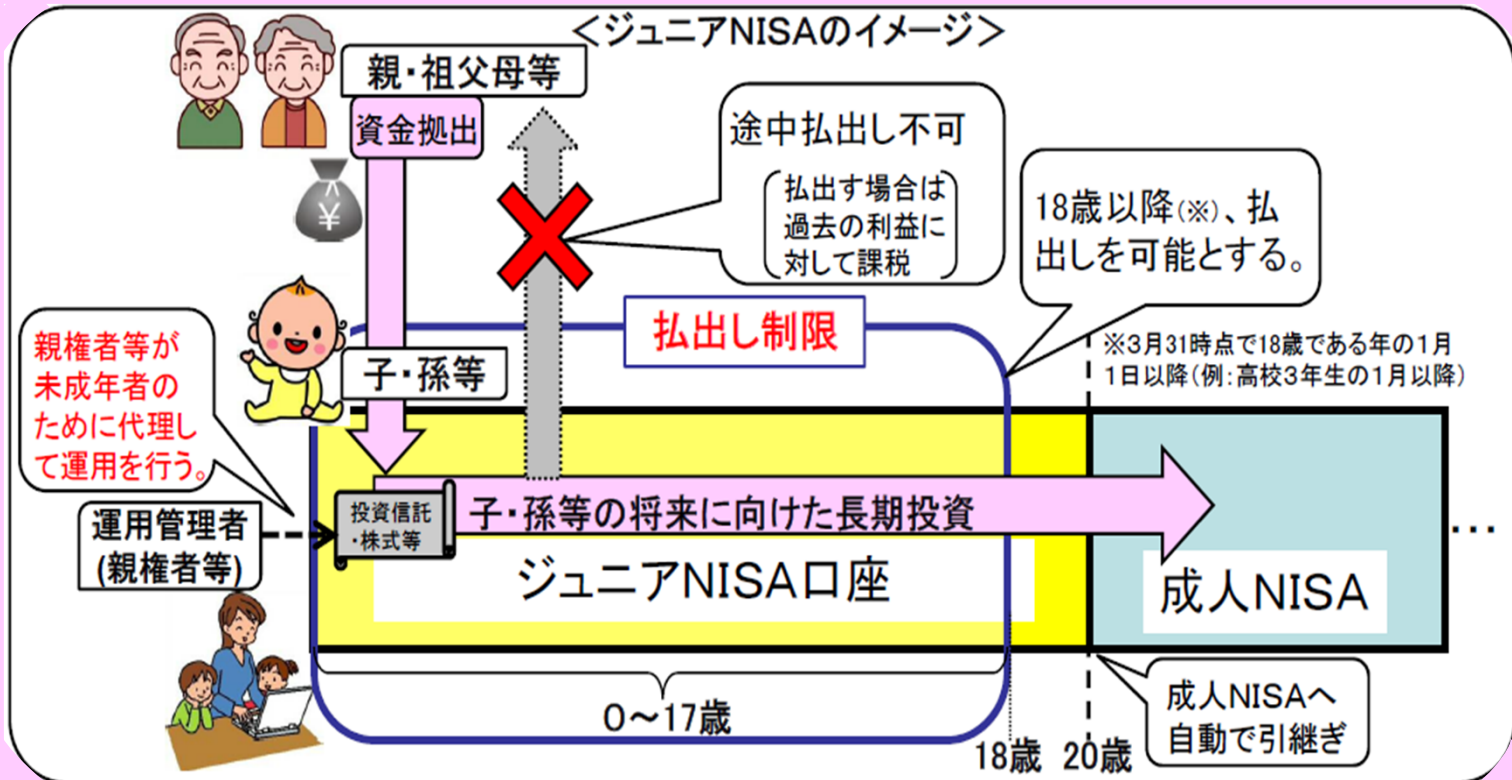
## ジュニアNISAとNISAの違い

	ジュニアNISA	NISA
制度の利用可能者	0～19歳の日本国内にお住まいの方	満20歳以上の日本国内にお住まいの方
非課税対象	公募株式投資信託や上場株式等の売却益や配当等	
投資可能期間	平成35年まで	
年間投資限度額	年間80万円を上限とし、5年間で最大400万円	年間100万円を上限とし、5年間で最大500万円 (平成28年より、年間の上限額が120万円に引き上げられるため、5年間で最大600万円)
非課税期間	最長5年間	
運用管理	・原則として、親権者等が未成年者のために代理して運用を行います。 ・18歳(注1)までは払出し制限があります(注2)。	・口座名義人が運用を行います。 ・払出し制限はありません。
金融機関変更	変更不可	毎年変更可

(注1) 3月31日時点で18歳である年の前年の12月末まで払出しできません。

(注2) 災害等やむを得ない場合には非課税での払出しが可能

## ジュニアNISAのイメージ図



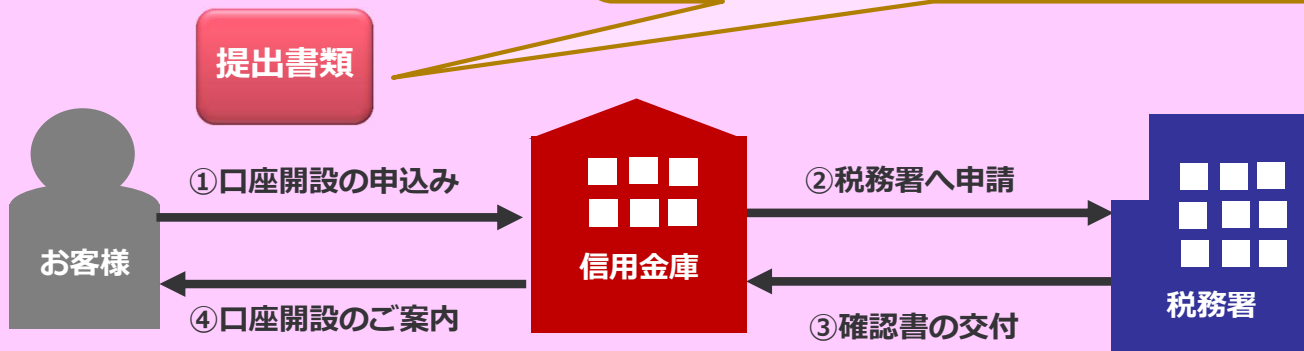
(払出時の留意事項:災害等やむを得ない場合には、非課税での払出しが可能)

(出所:金融庁資料)

## ジュニアNISA口座開設手続き

未成年者非課税適用確認書の交付申請書兼非課税口座開設届出書等

※手続きに際しては個人番号(マイナンバー)を告知する必要があります。



## ジュニアNISAの活用方法

### お子様・お孫様の将来に向けた資産づくりに

- ◆ご両親・祖父母様がお子様やお孫様に資金を贈与※してジュニアNISA口座で運用し、教育資金や住宅購入資金等に資産を活用できます。
- ◆お子様やお孫様へ年間投資額の上限である80万円を贈与したとしても、贈与税における受贈者1人あたりの基礎控除額である110万円以下なので贈与税はかかりません。ただし、ジュニアNISAに贈与税の特例はないため、他に贈与がある場合にはその金額とあわせて110万円を超えれば贈与税の対象となります。

※ジュニアNISAの資金はご両親・祖父母様等からの贈与に限定されるものではありません。

### 将来の必要資金の目安



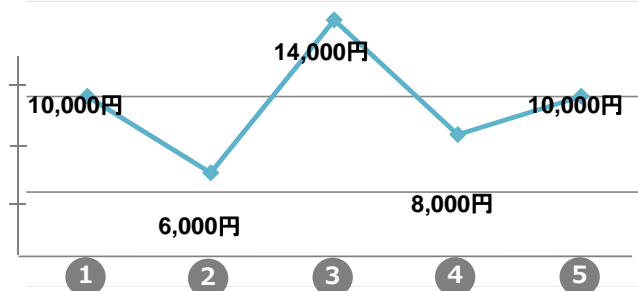
※1 文部科学省「文部科学白書」H21年度版 ※2 (株)リクルートマーケティングパートナーズ 「ゼクシィ結婚トレンド調査2014」 ※3 住宅金融支援機構H26「フラット35利用者調査」

### お子様・お孫様の投資教育に

- ◆投資を通じて経済や金融、社会に興味を持ってもらうことで、お子様・お孫様の視野を広げることが期待できます。
- ◆ご両親・祖父母様もご一緒に、三世代でお金や投資について学んだり、話し合ったりするきっかけにすることができます。

### 定時定額取引×ジュニアNISA

- ◆毎月小口資金から自動引落しで無理なく投資できます。
- ◆リスクを軽減する「時間分散」の効果が期待できます。
- ◆購入するタイミングを気にせずに投資できます。



例えば、左図の値動きをする投資信託を毎月1万円ずつ5回購入すると…

累計	平均購入単価
50,000円	8,879円
56,310口	

【時間分散の効果】  
基準価額が高いときには少ない口数、低いときには多くの口数を購入します。



※上記グラフについては、イメージ図であり、将来の成果を約束するものではありません。  
また、税金および手数料については考慮していません。

## ジュニアNISAに関する留意事項

・口座開設者が18歳(注1)になるまでに、ジュニアNISA口座から払出しを行う場合は、過去の利益に対して課税され、ジュニアNISA口座を廃止することになります。(注2)

(注1) 3月31日時点で18歳である年の前年の12月末まで払出しできません。

(注2) 災害等やむを得ない場合には、非課税での払出しが可能(このときもジュニアNISA口座を廃止することになります。)

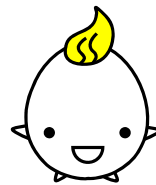
- ・ジュニアNISA口座は、1人1口座しか開設できません。
- ・ジュニアNISA口座開設後は、金融機関の変更はできません。(廃止後の再開設は可能です。)
- ・収益(売却益・配当等)が発生しても非課税となりますが、損失が発生してもその損失はないものとみなされます。(損益通算や損失の繰越控除はできません。)

### 【投資信託ご購入にあたっての注意事項】

- ◇投資信託は預金、保険契約ではありません。
- ◇投資信託は預金保険機構、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。
- ◇当金庫が取扱う投資信託は、投資者保護基金の対象ではありません。
- ◇当金庫は販売会社であり、投資信託の設定・運用は委託会社が行います。
- ◇投資信託には元本および利回りの保証はありません。
- ◇投資信託は、組入有価証券等の価格下落や組入有価証券等の発行者の信用状況の悪化等の影響により基準価額が下落し、元本欠損が生ずることがあります。
- ◇外貨建資産に投資する場合には、為替相場の変動等の影響により基準価額が下落し、元本欠損が生ずることがあります。
- ◇投資信託の運用による利益および損失は、ご購入されたお客様に帰属します。
- ◇投資信託のご購入時には、買付時1口あたりの基準価額(買付価額)に、最大3.24%の購入時手数料(消費税込み)、約定口数を乗じて得た額をご負担いただきます。換金時には、換金時の基準価額に最大0.5%の信託財産留保額が必要となります。また、これらの手数料とは別に、投資信託の純資産総額の最大1.7172%(消費税込み)を運用管理費用(信託報酬)として、信託財産を通じてご負担いただきます。その他詳細につきましては、各ファンドの投資信託説明書(交付目論見書)等をご覧ください。なお、投資信託に関する手数料の合計は、購入金額や保有期間等により異なりますので表示することができません。
- ◇投資信託には、換金期間に制限のあるものがあります。
- ◇投資信託の取得のお申込に関しては、クーリングオフ(書面による解除)の適用はありません。
- ◇投資信託をご購入にあたっては、あらかじめ最新の投資信託説明書(交付目論見書)および目論見書補完書面等を必ずご覧ください。

お問合せ先

# 三島信用金庫



ホームページ <http://www.mishima-shinkin.co.jp/>

商号等 : 三島信用金庫  
東海財務局長(登金)第68号  
加入協会 : 加入協会なし

平成27年11月現在

- ・本資料は、信頼できると判断した情報をもとに当金庫が作成しておりますが、正確性・完全性について当金庫が責任を負うものではありません。
- ・本資料は、情報提供のみを目的としたものであり、投資信託・その他の有価証券の売買等を推奨するものではありません。
- ・本資料は、予告なく変更される場合があります。
- ・投資等に係る最終的なご決定は、お客様ご自身の判断で行っていただきますようお願い申し上げます。
- ・本資料の全部または一部の無断複写および無断複製を禁じます。
- ・計算についてはあくまで概算であり、システムや端数処理によって異なる場合があります。